

令和2年5月20日

令和2年第2回神奈川県議会定例会

# 総務政策常任委員会資料

(令和2年5月20日付託分)

## 附属資料

総務局

目 次

	ページ
神奈川県県税条例の一部を改正する条例 新旧対照表 .....	1

神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第81条（略）</p> <p>附則</p> <p>1～14（略） （法人の事業税の税率の特例）</p> <p>15 平成27年11月1日から令和2年10月31日までの間に終了する各事業年度分の法人の事業税の額は、前項の規定により読み替えて適用される第18条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>(ア)（略）</p> <p>(イ) 各事業年度の所得に<u>100分の1.9425</u>の税率を乗じて得た金額</p> <p>16～19（略）</p> <p>20 資本金の額若しくは出資金の額が2億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人で附則第15項第3号に規定する事業を行うもの（各事業年度の収入金額が年12億円以下のものに限る。）に対する各事業年度分の事業税額は、同項の規定を適用して計算した事業税額から、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 附則第15項第3号イ(イ)の金額に<u>105分の5</u>を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>21～43（略）</p>	<p>第1条～第81条（略）</p> <p>附則</p> <p>1～14（略） （法人の事業税の税率の特例）</p> <p>15 平成27年11月1日から令和2年10月31日までの間に終了する各事業年度分の法人の事業税の額は、前項の規定により読み替えて適用される第18条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>(ア)（略）</p> <p>(イ) 各事業年度の所得に<u>100分の1.9795</u>の税率を乗じて得た金額</p> <p>16～19（略）</p> <p>20 資本金の額若しくは出資金の額が2億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人で附則第15項第3号に規定する事業を行うもの（各事業年度の収入金額が年12億円以下のものに限る。）に対する各事業年度分の事業税額は、同項の規定を適用して計算した事業税額から、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 附則第15項第3号イ(イ)の金額に<u>107分の7</u>を乗じて計算した額に相当する金額</p> <p>21～43（略）</p>